

第七十六回
会

参議院地方行政委員会会議録第六号

昭和五十年十一月二十日(木曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

十一月十九日
辞任

森下 昭司君
加瀬 完君

補欠選任
加瀬 完君

出席者は左のとおり。

委員長 原文兵衛君
理事 原文兵衛君

金井 元彦君
安田 隆明君
野口 忠夫君
神谷信之助君

安孫子藤吉君
井上 吉夫君
岩男 願一君
大谷蔵之助君

夏目 忠雄君
橋本 繁藏君
赤桐 操君
小山 一平君
和田 静夫君
阿部 憲一君
上林繁次郎君
市川 房枝君

政府委員
国土廳長官
通商産業省立地
公害局長
建設政務次官
建設省都市局長
消防庁長官
消防庁次長
事務局側
常任委員会専門
官監察局監察審議
資源エネルギー
庁石油部精製課
長
關伊藤
言行君
正美君
保君

昨日行いました石油コンビナート等災害防止法案審査のための委員派遣につきまして、派遣委員の報告は、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

説明員
行政管理庁行政
監察局監察審議
官
資源エネルギー
庁石油部精製課
長
山中 正美君

○委員長(原文兵衛君) 石油コンビナート等災害防止法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 私は、昨日川崎市のコンビナート地帯を視察してまいりまして、現地における市長を中心とした市当局はもちろんであります、全市挙げて防災対策に打ち込んでおる真剣な姿を見、また、しかも、いろいろと実情をお尋ねしてみますといふと、今日の川崎市の体制は實に三十年代の初めから自主的に積み上げてきたものである、こういうりっぱなものを目の当たりにいたしまして、深く敬意を表するものでございます。同時にまた、国政の立場におきまして、川崎市の独自のこの努力を見て大変深く責任を感じするものがございました。以下、この視察をもといたしまして質問をいたしたいと思います。

○委員長(原文兵衛君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたします。
昨日、森下昭司君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君が選任されました。

○委員長(原文兵衛君) この際、派遣委員の報告に付する件についてお諮りいたします。

川崎市でます一貫して言えることは、コンビナート地区の災害対策には何と云つても事前の防止が大きな問題である、こういふ基本的な姿勢であろうと思ひます。私も、この大きなコンビナート地帯における対策は、これがやはり正しいあります。しかし、今日それだけ川崎市がいろいろの体制をつくり上げ真剣取り組みをしても、私は一つ大きな問題に直面している

と思ふ。それは、どんなに川崎市が対策を立てみましても、いまの段階では過密の状態を解消するということはきわめて至難な問題になると思ふ。これを解決するには、工場の稼働等をする以外にはないわけであります。要するに、コンビナート地帯の全体計画といふものが立地の段階からチェックされなければならない、これは基本的に大前提になってきておるのではないか、こういうように考えます。発生源の隔離と規模の制限、密度の制限の関係、こうしたものは当該地域全体から見た防災及び安全確保のための規制措置としてきわめて必要な段階にきており、このように思ひます。長官のお考え方をひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 川崎市は、現在いろいろな危険物施設につきまして非常に過密になつてゐるということは御指摘のとおりであります。この一つの原因として私どもが考えなきやうのない問題は、現在の消防法関係の政省令の規定におきまして、保安距離の規定あるいは保安空地の規定いろいろござりますけれども、そうして、この一つの原因として私どもが考えなきやうのであります。長官のお考え方をひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 川崎市は、現在の消防法関係の政省令の規定においては、保安空地の規定いろいろござりますけれども、そうして、この一つの原因として私どもが考えなきやうのであります。長官のお考え方をひとつお伺いしたいと思ひます。

別途資料で差し上げましたように、保安距離についてのその輻射熱計算によるところの保安距離の延長でありますとか、あるいはタンク間距離のいわば緩和措置の廃止でありますとか、そういうようなこと。さらにまた、タンクの大きさにつきましての制限といふようなことをいま検討しているところでございまして、こうした措置をすることによってあるような過密状態というものは相当程度抑制できるのではないかというふうに考えておるわけであります。もちろんまた、大きい石油工場あるいは備蓄基地というものがつくられます場

合には、それらの工場地域の立地する場所によりまして、いろいろその特殊な問題があるかと思いまが、それらにつきましては、その地域の実態

て事前に必要な指導が行えるような体制にしてまいりたいというふうに考えておるわけであります。

たい。こう考えております

らのタンクの建設に当
のまず地質の調査並び

のう確認してまいりました。私はやつぱりそういう

のう確認してまいりました。私はやっぱりそういう形のものが少なくともとられていかなければこれは事前のチェックにならぬと思うのです。た

要があるというふうに思うわけあります。

これからの暫定指針として出してまいりますに当たりましては、まず第一に、タンクの設置前に地

それからさらに水張り検査というような段階を経てまいりますので、従来のものと比べますと相当

われは一体いまの地方自治体に所属している出先の消防機関でやるだけの能力があるかといつたら、今までの用ひか二さして三三三、

を見て、ます——きのう原委員長も最終の記者会見の中でも申しておられたと思いますが、またほかの委員の皆さん方もひとしく感じたことは、やはり過密であると思うんですね。こういうことは、やっぱり、当初申し上げたとおり、事前の立地の段階からもう制約していくかなきやでできない、こういうふうに思うわけなんんで、その点はひとつ確認をしておきたいと思います。

盤調査を行わせる、このボーリング調査によりまして地質を十分調べ、そして、その土地が今後どうだけの地盤沈下量があるのかという測定を行わせる、それに対応いたしましてブレロードを行わせるわけでありますけれども、これも理論計算のもとにおきまして一定の計画のブレロードを行わせる、同時に、これには沈下計を設置いたしまして、その理論値と実際値というものがどう食い違

検査内容といふものも強化してまいりたいと思ひます。

と無理だらうと。それだけの技術者の陣容が整えられていいだらうし、それが現実に行われて任務を果たしていけるようなものといつたら、川崎の消防署、消防局ぐらいのものじやないか、こういうことになつてくると思うんですね。それで職員その他の養成、いろいろ聞いてみると、やはり今日の体制をつくり上げたのは二十年の歳

それから、一昨日の地方行政委員会の中で長官にいろいろ私があたした中で、タンクの設置に当たっては設計の段階からチェックするということについて明らかにしていただいたと思うんです。それは具体的にどんなふうにチェックをしたら効果があるのか、考えておられることを明らかにしていただきたいと思います。

うのか、あるいはその理論値どおりの沈下が行われているかということを測定をするということにいたすつもりでございます。

したがいまして、地盤につきましては、事前の地質調査の問題それから一定のブレード期間——三ヶ月ないしその場所によりましては一年以上となるかと思ふますが、そつ間ござらむと

事方法につきましても必要な変更を行つていく、こういうことだいたすわけあります。こういうことで、特に市町村の消防機関としましてはこの地質検査あるいは基礎の沈下計算というものが十分行い得るかどうか、この点が一つ問題でござります。

月を経て、決して偶然にでき上がったものではない、といふんです。直下型地震の問題があつたからあれだけの体制ができたということじやなく、川崎市は独自の立場で今まで積み上げてきて、川崎市は独りの立場で今まで積み上げてきたということを明らかにしておりました。私はやはりこれだけの体制をつくっていくのにはちょっと簡単にはいかないと思うんです。したがつて、

○政府委員(佐々木喜久治君) まず第一点の、立地の段階から全体の構成を考えて指導するという問題でござりますけれども、今後、備蓄基地でありますとか石油精製の事業所が新しく設置をされるるという場合におきましては、その立地計画の段階におきまして、防災緑地等も備えた、いわばこの法規が期待をして、るような事業所ある、よ

の状況、それから沈下がおおむね終わる段階においてどういう状況になつたか、これは二度の具体的な調査をいたす、こうしたことにして、理論圧密あるいは実際の沈下量の比較検討を行ないながら、その地域の地盤がおおむね地盤沈下が完了したと見られる、いわば九〇%以上の沈下が済

それから非破壊検査につきましては、それぞれ専門の会社がござりますけれども、その検査内容について十分な立会検査ができるかどうか、この辺が一つの問題点であろうというふうに考えております。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在のタンクの構
成はもうできないと思うんです。当面それに対する中央の機関としてどうするかということを真剣にやはり具體化しておかなければならぬだろうと思ふんです。その点についてもう少し明らかにしていただきたい。

ンビナート地域になると、いよいよ立地計画自体をやはり十分検討していく必要があるだろうといつもうに考えております。したがいまして、こうした大規模な危険物施設の事業所ができる場合には、当然に、市町村におきましてもあるいは県におきましても重要なその地域開発の問題にもなりますので、それぞれ慎重な対処がなされるといふふうに考えておりますけれども、同時に、私たちの方といたしましても、そうした立地の計画にきまして私どもなりの立場で各地方公共団体の指導ができますように、立地計画等も提出をさせ

それから、建設の途中におきまして底板及び側板の溶接が終わりました段階で非破壊検査の実施をさせるというつもりでございます。そしてその非破壊検査の結果問題がないということになりますして、さらに工事を続行させて完成に至る。その元成に当たりましては水張り試験を行うわけでありますけれども、本張り試験後におきましても一度非破壊検査を行う、こういうことについたしましては、たとえタンクの建設を行わせる、こういうことにはいたつもりであります。その場合には、基礎工事につきましても一定の構造条件をつけるつもりでござります。

たと思うんですね。それはいま長官もはつきり言っておられましたけれども、川崎市の場合はどうもお尋ねしてみましたが、やはりこれは非常にかなり事前の打ち合わせを縦密にやっておられるということです。たとえばそうちでレイアウトなりいろんな計画が出てくるというと、消防当局なり市当局は、まずその設計をした当事者と真剣な話し合いをする、そこで詰めるものを全部詰めて問題点を全部摘出してみる、その上で今度は別に企業の側と話し合いをする、それから後企業と設計者の間で話し合いをさせる、こういう大変縦密な手順を事前に踏んでおる、こういったところ

造その他にに関する基準というものの、この基準自体が非常に大まかな基準になつておるという点も問題があるわけでございます。これからこの技術基準を出します場合には、タンクの大きさに対応するその使用材料等につきましても具体的な基準を定めていく、それによつていわば設計審査といふことも可能になるような基準というものをつくり上げていく必要があるというふうに考えておりましけれども、確かに御指摘のように、このタンクの設置につきましては、土木関係から金属あるいは接続、そういう特別な技術が必要であります

がすべてそういう職員を持つておるということは事実上の問題としてなかなかむずかしい点がござります。川崎でありますとか、あるいは横浜でありますとかいうような大都市地域における消防の場合には人的にもそうちたものが可能でありますので、まあ大都市地域はそれほど問題はないかと思いますけれども、やはり小さい町村の消防になりますと非常に問題がある。したがいまして、現在のこうしたタンクその他の危険物施設に関する事務は、一応消防法上機関委任事務として市町村長の権限にゆだねられておるわけでありますけれども、実際問題として市町村が処理が非常にむづかしいという問題につきましては、これを市町村の申し出によって国が直接処理をするとか、あるいは別途の特殊法人をつくって専門の技術屋をブルーいたしまして、それにその検査事務の市町村の技術を補完するという意味で検査事務を行わせるというような方法があるかと思ひます。これらにつきまして、それぞれの方式をとった場合の長短あるいは法律上の問題点といふものをいまいろいろ私も事務的に検討いたしております。できる限り早い時期、次の通常国会等におきまして、消防法の改正という形でその結論を出していきたいというふうに思つております。

○説明員(山中正美君) お答え申し上げます。
石油の精製工場の件でござりますけれども、現在いわゆるリファイナリーを建設する場合には、石油業法によりまして許可の対象になつております。ただ、石油業法の許可基準というのではなくて石油の安定供給ということを目的としておりまして、そういう需給をいかに安定的に実施するかということを対象にいたしまして石油業法の許可案件になつております。そういう意味で、石油業法では保安なりそういう面を中心としたチェックを行なうのは現在のところできないわけございませんが、ただ一応われわれといたしましても、行政指導といたしましてできるだけ安全に留意いたしまして災害が起こらないよう配慮していくたいと、こういうふうに考えております。
以上でございます。

○赤桜操君 そうすると、あなたの方で許認可を持っているのは、コンビナート施設の中のどういう部門ですか。

いろいろ私も事務的に検討いたしております。で
きる限り早い時期、次の通常国会等におきまして、
消防法の改正という形でその結論を出していただき
たいというふうに思っております。

査といふのを特定設備の検査といふ名目で導入させていただいておるわけでござります。これはどういうことかと申しますと、高圧ガス施設の中で特に危険な高圧ガスの製造設備につきましては、設備の製造の段階、これはプラントに大体なつておりますので、プラントを当該事業所に設置する段階では遅いと。メーカーの段階で、当該プラントを材料の段階から製造するその各工程におきまして十分検査をしていこう、こういう趣旨に立脚いたしておるわけでございますが、たとえばどういうものかと申しますと、タンクとかそれから反応塔とかそういういろんなものがござります。

し、どういう方法でチェックするのかということになりますと、たとえば材料とか溶接の方法だとか、組み立てのやり方とかあるいは加工の工程、こういう各段階におきまして、材料そのもの、あるいは肉厚だとか、構造だとか、溶接部の検査とか、耐圧試験だとか、気密試験、こういうことにしておきました。完成いたしましたら、完成したての検査ということで全体としての立場から、個々の材質ではございませんで再び検査をする、こういうやり方をいたして、次第でございます。
○赤堀操君 私そういう点も大変大事な前提だと思います。しかし同時に、いわゆる過密の問題であるとか適正配置であるとかという問題とあなたの方の関係がないとは言えないと思うんですね。タンクだけが適正配置あるいは密度の制限である対象になつていて、その他のあなたの方の所管されているものがそれから外れるということはあり得ないと思う。やっぱりあなたの方の許認可事項については、その過密なりあるいはまた立地の条件、こういうものとの関連を離れたあり方はあ

り得ないと思うんですね、そういう点について、そういう意味の、たとえばいまタンクは消防庁が事前のチェックをしなきやならないところについて、明瞭にしておりますが、そういう意味の大前提となる立地の段階からの事前チェックですね、こういうものについては通産当局はどう考えておられますか。

○政府委員(宮本四郎君) 立地問題会体といつたましてもはもちろん考え方ほござります。たとえぞ立地問題について配慮すべき問題点として一番大事なものは、御指摘のように防災の觀点がござりますし、それからさらに公害問題とさうなことがあります。こういうことでござりますので、基本的なあり方といたしましては、現在非常にその過密化が目立っております三大湾、具体的に申しますと、東京湾、伊勢湾、大阪湾、さらに瀬戸内海などでござりますが、こうしうところにおきましてはもうあんまり工場をふやさないと。現在すでに工場が立脚しております、さらに現実問題として

はそれらの中に計画がすでに具體化されているものもござりますから、そういうものはやむを得ないとはいたしましても、今後必ずしていかない。そういたしまして、既成の工業地帯から遠く離れた遠隔に開発される、外洋に面した工業地帯をつくる必要が今後経済の発展に伴つて必要な場合にはそういうふうに考えておるわけでござりますが、さらにこの方針に基づいて、具体的にたゞいま御指摘のような問題点が出てまいるわけでござります。私ども高圧ガス取締法に基づきまして、製造事業の製造の許可というのを法律に基づいて実施いたしておりますが、その場合に、申請の際には詳細な図面、設計図、それからその配置状況が提出されてまいりますので、もちろん個別にはチエックいたしておりますが、同時にそういうた事故柄が今度のコンビナート防災法によりましていろいろとレイアウトの形に出でまいりますので、あわせて御相談申し上げながら、消防庁その他と御相談申し上げながら、十分なレイアウトの配慮と申しますが、そういうものについて留意し

○赤桐操君 要するに、事前の安全性に立ったところのチェック制度というものについて私はお尋ねしているんですよ。消防当局の方はそれは必要だと一昨日からこれは言つておる。あなたの方は、消防当局の方との関連なしに仕事を進めるといふことはあり得ないわけだから、そのあなたの方の考え方で、事前チェック制といふものと消防当局が考える事前チェック制というものがマッチしないなければならないと思うんですよ。それは合っているんですか。

○政府委員(宮本四郎君) 私どもの方の対象としたしております高圧ガス取締法の設備でござりますが、それに相応する必要な製造上の基準といふのがございまして、これは必ずしも、消防庁でお考究の、石油のタンクに仮に例をとった場合にお考究の、それとは一致しないかもしれませんけれども、しかしながら、その工場、事業所全体として安全の確保、災害の防止という観点から十分な規

慮がなされておるかということにつきましては、同じような立場に立つておる次第でございます。

○赤桐操君 要するに私は、縦割り行政で個々の立場に立つては、いま課題になっているこの基本的な大前提の問題の解決はあり得ないと思はんですね。そういう意味でチェック制度の確立を私は要求するものです。

その一つのヒントを私は川崎で得てまいりましたが、川崎市コンピート安全対策委員会というものが設置されています。この内容を見ますと、構成は学識経験者が三名、当市の消防、公害、經濟各局の専門職員をもって構成する、こうなつて企業が入った審議のあれがあるようであります。そして非常に厳しい立場でこの安全対策委員会が運用されている。この中にはいわゆる通産あたりでやつてあるところの審議会ですか、例の企業が入った審議のあれがあるようであります。企業の側はショットアウトした全くの第三者機関、専門の立場に立つてつくり上げた安全委員会だと思ふ。こういう純粹な形態のもの、性格のものを私はチェック機関として設けるべきだと思うんであります。これが総合的な立場に立つて、関係各省が全部入つてこの権威あるチェック機関を運用していく、こういうことであるべきだと思うけれども、この点について自治大臣なり通産大臣なりの意見を私は求めたいと思うんです。政府の立場に立つた御答弁を願いたいと思う。

○政府委員(佐々木喜久治君) 個々の市町村につきましてそうした安全対策の委員会を設けるかどうかという点は、私どももう少し検討する必要があるかと思いますが、現在この法律の規定による防災本部におきましては、関係省庁の地方機関も入りまして、防災体制についていろいろな対策を講じ、必要な防災計画をつくっていくといふ組織になっておるわけであります。さらにもう必要がある場合においては、防災並びに安全という問題につきまして、学識経験者としての専門員を置くというような制度も考えておるわけでありま

す。この専門員の活用の問題につきましては、こ

れは大学等におきまして専門に安全関係についての研究をしている学者、あるいはまた水産部門におきまして海域におけるいろいろな漁業関係との調整の問題について専門的な知識を持つ方、あるものはまた農業問題等につきまして専門の知識を持つておるその地域の方々、こういう人たちを集め専門員を置くという制度も考えておるところでございます。こうした防災本部におきます全体的の会議と、それから防災本部に設置いたします専門員といふもの活用していただきまして、これらについての安全対策というものを考えていくばいのではないだらうか。特に大都市地域の場合はありますと、専門的な学者などが、市が独自でこれを運営でいるというようなこともござりますけれども、やはり地方の町村部の方に参りますなど、やはり県の防災本部等におきまして、そうした専門的な人を集めながら安全対策を考えいくという制度が運用される方がむしろ望ましいのではないかというような感じがいたします。

○赤桐操君 私のいま申し上げていることは、消防厅という一つの次元での話じゃないんです。各省の関係がみんなまとがつてきているわけなんですよ。それを政府の立場に立つて統合した、あるいは総合的な純粹な意味における機関を設置すべきだと。そしてそれを統合してそれぞれの各県を指導していくという体制をとらなければ、事前チェックの役割を果たせないじゃないか、こういうことを言つておるわけなんで、そういうように理解してよろしいんですか、自治大臣。

○国務大臣(福田一君) 確かに、いろんな問題を含めて防災対策を考えてみなければいけないことにはもう御説のとおりだと思うんでございますが、その場合において、それぞれの市あるいは町村においての、また県においての一つの構想といいまして防災対策を考えたときに、必ず第一に尋ねたいのです。それは、先ほどありました赤桐質問のこの基本的な姿勢の問題なんですがね。石油類や高圧ガス類の過密化を避けるということが、昨日調査団として出向いたみんなが私は感じ取つたことだと思うのであります。そしたらなかつたはずだと思うので、それがコンピュータ法の意義だと思うのです。そういうふうに自治大臣は私どもに前国会で約束されている。その方向で勉強をし努力をし、この国会に提起しますとして出てきたものがこういうものです。自

治大臣が言われたことを出てきたものと比較するとこれは大変違つてあるということをわれわれは痛感しているわけです。そういう意味で、むしろこれは一元化の方向ではない方向をたどつている。つまりもあるいは明らかに言われたような形での御答弁であるのかどうか、そのところをひとつ

あります。この法律案について私は決して反対をすます第一に尋ねたいのです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 確かに、この法律案内のように、運輸省関係でまたこれに付随する問題は、御案内のように、運輸省関係でまたこれが起きていないよう努めはいたしますけれども、この法律でもってやってみて、またいま御指摘になつたような問題で疑惑が出たり、あるいはまた問題が起きないよう努めはいたしますけれども、この法律の施行の状況を見た上で処理をさしていただこうにしたいと存しております。

○赤桐操君 川崎市の市長からも訴えられておりましたけれどもね。この法律の重要な事項の大半が自治省、通産省にみんなまとがつていてるんですよ、御承知のとおり。そこへまた建設省あたりがひとつ飛び込んでくる。もっとその埋め立ての段階から見れば、運輸省の港湾関係も絡まつてきてるわけですよ。公有水面埋め立ての問題が出てくるわけですね。いまお話をあつたように、農林水産関係も入つてくるわけでしょう、港の関係が元化の方向をとつておるわけですよ。今度の法律は、私は一つのビルディングの中に今までばらばらな家を全部統合するという目標でなければならなかつたはずだと思うので、それがコンピュータ法の意義だと思うのです。そういうふうに自治大臣は私どもに前国会で約束されている。その方向で勉強をし努力をし、この国会に提起しますとして出てきたものがこういうものです。自

治大臣が言われたことを出てきたものと比較するとこれは大変違つてあるということをわれわれは痛感しているわけです。そういう意味で、むしろこれは一元化の方向ではない方向をたどつている。つまりもあるいは明らかに言われたような形での御答弁であるのかどうか、そのところをひとつ

そういう一つの形をとるべきじゃないのかという観点で申し上げておるわけなんです。大臣、これはおわかりになるでしょう。

○国務大臣(福田一君) お考えのことはよくわかるけれども、すべてのものを集めてこ

の立案の段階におきましても、総量規制の問題を

ろしいですね。

そこで、消防組織法の六条で、「市町村は、当該

トが立地をされる場所によって相当問題の所在が違つておる。総量規制の基準をつくるということを自体が非常に技術的にもむずかしいということを感じたわけであります。ただ、現在のいろいろな規制立法の中で、現在の規制が、いまの危険物のいわば集積の大量化に対応して十分な規制数値になつてはいるかどうかといふ点につきましては非常に問題がある。やはり今後のコンビナート地域においては、三菱の重油流出事故あるいは大橋石油の火災というものから見ますといふと、タンクの保安距離、保安空地、特にこうした保安空地等に

省の折衝があつたからいろいろのことが起つて、いるだらうということは推察するにかたくあります。せんが、市町村の消防機関に権限を一元化するところがやっぱり望ましいんだと思うんです。この点が十分でないことはこの法律案では明確です。特にいわゆる保安三法と言われる消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、この統合が行われなかつたのは一体どう考えてよいのか。このことは検討されるおつもりはあるんですね。

つきましては、やはり現行法令で緩和している規定というものはこれをやめる、廃止をする必要があるというような考え方方に立っておるわけであります。こうした規制措置について検討をしてしことにによって、相当な総量規制が事実上行き得るというふうに私ども考えておるわけでありまして、まずそうした消防法関係の規制というのを見直すことによって一応の目的は達せられるのではないかだろうかという感じがいたしております。

当たりまして、現在個別立法によりまして、たゞいま御指摘のようないわゆる保安三法と言われてゐるものがあるわけでありますけれども、これをこの法律 자체を統合していくことになりますと、これに伴つて役所のその事務に関する限りますと、統合した役所を設けるというようなことにもつながつてくるのではないかという感じがいたしますが、こうした特に保安三法というものを統合していくということは実際上非常にむずかしいのではないかといふふうに私どもは考えておるわけであります。

○和田静夫君　大臣、いまの長官の答弁でよろしくですか。

ります。また、コンビナート地域の防災対策といふものは一刻も早くとらさなきやなりません。こ

○国務大臣(福田一君) 私も事実問題として、そこのつくれられる場所、場所によつて消防力がどの程度のあれができるかということを一応防災の見地から見て押さえしていくという形で、消防力が弱いのに非常に大きいものをつくるというようなことはわれわれとしては認められない。こういう考究方に立つておるわけであります。

○和田静夫君 したがつて、大体、規制をされてゐる部分の不適正な部分を外していきながらそれが総量規制に通じていく。こういう状態のものになつていくんだということを理解をしておいてよ

そこで、消防組織法の六条で、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。」と、こう定められているわけであります。しかし、石油コンビナート防災法案は必ずしもこの六条の趣旨に沿わない点がある。それは各省の折衝があつたからいろいろのことが起つて、いるだろうということは推察するにかたくあります。せんが、市町村の消防機関に権限を一元化するところがやっぱり望ましいんだと思うんです。この点が十分でないことはこの法律案では明確です。特にいわゆる保安三法と言われる消防法、高圧ガス法、取締法、労働安全衛生法、この統合が行われなかつたのは一体どう考えてよいのか。このことは検討されるおつもりはあるんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この法案の立案に当たりまして、現在個別立法によりまして、ただいま御指摘のようないわゆる保安三法と言われているものがあるけれども、これを統合した役所を設けるといふことにもつながつてくるのではないかという感じがいたします。が、こうした特に保安三法というものを統合していくということは実際上非常にむずかしいのではないかというふうに私どもは考えておるわけであります。また、コンビナート地域の防災対策といふものは一刻も早くとらなきゃなりません。こういう観点からいたしますと、やはり個別立法はいまのままに生かしておきながら、その個別立法の上にかぶせて、個別立法の足らない部分を補完をしていく立法措置を講ずる、こういうことでこの法案を立案をいたしたわけあります。ただ、この立案の過程で、少なくとも末端の第一線業務を行つてゐる行政機関だけはできる限り統合していくべきだ。その統合いたします場合に、現実にいま高圧ガスは都道府県知事が行つておりますし、消防関係は市町村長が行つておる。この関係を少なくとも統合してみたらどうか、こういうことですね。

いろいろ御相談もしたわけでありますけれども、やはり現在コンビーナーがあります市町村の実態をながめますと、まだ高圧ガス関係の仕事を市町村に行わせるということがむずかしいところがある。こういうふうな観点から、この行政機関を一元化していくという問題も、非常に現実問題としてまだ時間がかかるというような感じがいたしましたわけであります。それにいたしましても、府県知事と市町村長との間の連絡といふものは十分とらせて、府県知事の方も危険物施設の内容をよく知つておいてもらひ、また市町村長も高圧ガス関係の施設内容といふものも十分知つておいてもらひうとういうような、相互の連絡調整規定を設けるということとて当面はやらざるを得ない、こういうことで現在の法案は踏み切つたわけでござります。

○和田静夫君 提案理由の説明のところの部分はわかつていますからね。限られた時間ですから、質問にばかり答えてもらえばいいと思うのですね。

私は、もっと具体的に言つてしまえば、大臣、高圧ガス類と石油類の防災関係の管理について聞いては、これはきのうも視察してみて、あるいは冒頭市長やあるいは県の代表のあいさつの中にもありましたが、やっぱり窓口の一本化を求めているわけですね。そういうことがどうしても必要だと思つたんですね。そういう意味での一元化は、これはやっぱり消防庁なら消防庁にする、自治大臣のところに一元化をする、こういう主張があつてしかるべきだと思います。いま説明がありましたように、きだと思うんです。いま説明がありましたように、そういう考え方立つてやつてみたけれども、各省のセクションナリズムによつかり合つてなかなかむずかしかつた。そのむずかしかつた事情というのはわからぬわけじゃありませんが、そういうふうな向性というものはやっぱり私は確認をされてしまつた。これが法律の問題と実際の市町村の実力といふか、力の問題と考えると、統合することが、たゞ

状況になるのではないか。そういう意味におきまして、國もやはりこうしたコンビナート地域の防災については一半の責任を持つて、直接その内容等についての規制を行うという立場が必要ではないのか、こういう観点から、國についても、大きいものについては届け出をさせ、必要な規制を行なうという考え方をとったものでござります。

○國務大臣(松澤雄藏君) ただいま御答弁がございましたような要領で事務当局をしてそのようなことを検討されたわけでございましたが、結論的に申し上げますと、ただいまお話しのようなことでございましたために、私の方といたしましても、率直に申し上げて御答弁のとおりだと、こういうふうに申し上げた方がいいのじやないかと、かようになります。いずれにしても、答弁といたしましてはただいま消防厅の長官から御答弁を申し上げたとおりだと言ふ以外にはなからうと思いま

す。
○和田静夫君 長官の御答弁もちょっとぼくの質問を誤解されておるような気がするのですがね、消防厅長官の方です。

行管厅長官に、先ほどお聞きになつたかどうか知りませんが、自治大臣はすべてのものを集めるところがある、したがつて云々と、こうなつたわけです。私は、これは、いま言つているのは単に届け出事項なんですよ。届け出事項ですから、私は消防厅長官が集約すればいいのだと思うんですよ。なんであつちこっちに煩瑣なことをする必要があるのか。したがつて、ぼくは国が関与しなきんなということは一言も言つていらないんである。しかし、消防厅長官がおやりになつたらしいじやないですか、あるいは自治大臣がおやりになつたらしいじやありませんか。必要があれば通産省にその写しを回りまへじやありませんか。行管厅長官はそれらの、いわゆる行管の立場に立つた指導といふものが、事前の協議があつたとお答えになつていいから、もしあつたのならなぜやられなかつたのか。

○和田静夫君 そうすると、その長官というのはどうかと、私のいわゆる質問の趣旨が、行管厅長官、行管側としては正しいとこうお思いになつて、おられます。

消防厅長官という意味でしようからね。そうするところ、私のいわゆる質問の趣旨が、行管厅長官、行管側としては正しいとこうお思いになつて、おられます。

こういう答弁なんです。そうすると、まあ私はきっとここでの法律を、賛成法案ですから、直しながら、この辺のところは、十分やつぱりお考え合わせの措置をしていただきたい、いまの答弁がそななんですか、自治大臣、よろしいですか。

○國務大臣(福田一君) 十分考慮させていただき

ます。
○和田静夫君 行管厅長官、もう一点ですがね。同じことは省令にゆだねられた事項についても言えるんですよ。これは、たとえば第四十一条の二項、高圧ガス取締法に関する規定、これは通産省令によることになつていて、それから、言つまでもないのですが、防災法案はあくまでも防災を目的としているんですね。それにもかかわらず、通産省はもちろん災害防止の責めを負っています。それからかつ高圧ガス取締法は通産省の管轄であることも知つておる。しかし、防災体制の一元化から言つては、これはやつぱり消防厅に移すべく法案作成というものが行われるべきであつたし、行管厅の側としてはそういう指導をされるべきであつたといふふうに考へれるのです。このところは私は意見で申し述べますが、四十八条には、「この法律の規定により主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。」と規

定されているんです。この内容は、許認可権は国に集中するということのようと思われますが、それは事務手続の面であるはなお工夫の余地があるかと思います。権限といたしましてはやはり長官が正しい方法ではないかというふうに思つておられます。
○和田静夫君 そうすると、そのところはお含みになつて、通常国会に対して消防法に手を入れるという御答弁もありましたから、この辺のところはあります。したがつて、国民生活の安全を確保するための許認可事務の増というものを行管厅長官側としては望んでいらっしゃいます。
○國務大臣(松澤雄藏君) 行政事務も技術的にあります。専門的に分化せざるを得ないと考えておりますが、したがつて、国民生活の安全を確保するための許認可事務の増というものを行管厅長官側としては望んでいらっしゃいます。
だけ国が持つという理由というのは、これはどうも納得できないのですが、行管厅長官、こういう形での許認可事務の増というものを行管厅長官側ではありませんけれども、そのところはお含みになつて、通常国会に対して消防法に手を入れるという御答弁もありましたから、この辺のところはあります。したがつて、国民生活の安全を確保するための許認可事務の増というものを行管厅長官側としては望んでいらっしゃいます。
○和田静夫君 行政事務も技術的にあります。専門的に分化せざるを得ないと考えておりますが、したがつて、国民生活の安全を確保するための許認可事務の増というものを行管厅長官側としては望んでいらっしゃいます。
○和田静夫君 行管厅長官、もう一点ですがね。同じことは省令にゆだねられた事項についても言えるんですよ。これは、たとえば第四十一条の二項、高圧ガス取締法に関する規定、これは通産省令によることになつていて、それから、言つまでもないのですが、防災法案はあくまでも防災を目的一としているんですね。それにもかかわらず、通産省はもちろん災害防止の責めを負っています。それからかつ高圧ガス取締法は通産省の管轄であることを知つておる。しかし、防災体制の一元化から言つては、これはやつぱり消防厅に移すべく法案作成というものが行われるべきであつたし、行管厅の側としてはそういう指導をされるべきであつたといふふうに考へれるのです。このところは私は意見で申し述べますが、四十八条には、「この法律の規定により主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。」と規定を持っておるとかといふものにつきましては、

特に規制を強化する必要があるような場合におきまして、許認可等の事項がふえるとともにやむを得ない。ただ、一方におきましては、時代がたちまち段階で見直しをするというようなことで、御指摘のよくな、むやみに許認可事項が膨大になると、いうふうには考へておるのですが、皆さん方の御判断もあるだろうと思ひますけれども、何とも実際問題として許可認可といふものが幾分なりとも増加するというふうなことに対してもやむを得ないというふうに考へざるを得ないと思つております。
○和田静夫君 ただ、そういう論法でいきますと、今後非常に膨大にこうずっとあくね上がつていきますよね。そういうことというのは好ましいことではないでしょ、前提としては、やむを得ないということになりますと、そのことはある意味じや好ましいことであるといふうにとられるような答弁が聞こえますから、それはそうであれば行管厅が存在をしておる理由がなくなつてくれれば行管厅が存在をしておる理由がなくなつてくれることを私は聞いたのですがね。そこで私はつくづく考えたのですが、そういう形で自動化がますます進行していく。考へてみると、このコンビナート地帯というのはいろいろ言われております。要するに、事故が発生したときには自動的にそれが全部制御されるような形、一切の作動がとまるような自動化を考えたい、こういうことを、またその方向でいま検討しているということを私は聞いたのですがね。そこで私はつくづく考えたのですが、そういう形で自動化がますます進歩していく。考へてみると、このコンビナート地帯というのはいろいろ言われております。要するに、省エネルギー化、それから高速化、それから集約化、自動化、こういう方向で技術的な追求が行われてきたと思うのです。その段階が今日かなり高度のところにきてると思うのですけれども、これをさらにまた進めていくということになります。
○説明員(關言行者) 御指摘のように許認可がむやみにふえまして、国民の自由な活動を制限するとかあるいはその申請手続などのために無用の負担がかかるといふことは、私どもといたしましても極力避けなければならぬと考へております。しかしながら、事が非常に安全上重要な問題を含んでおるとか、国民の福祉に非常に重要な関係を持つておるとかといふものにつきましては、

ものなんで、問題はなかったよなんありますけれども、これはたまたま人身事故がなかったといふことだけで、やはり人身事故どころじゃなくて次の爆発とか、いろんな問題を誘発するほどの大きな問題であろうと思うのです、あつたと思うのです。そういう点から見ますと、もうこれで実証済みである、心配ないと、こういう試験が十分に行われ、試され済みのものでなければならぬと思うのです、これらの改良されていくものといふものは、そういう点について、私は少し、余りにもこの機械化とかいま四つの目標でやってきたことにについて盲信してやり過ぎているのではないだろうが、こういう感を深くしたのですけれども、

○政府委員(宮本四郎君) 御指摘のよう、高圧ガス取締法に基づきます事業所における事故をしさいに分析いたしますと、確かに操作ミスによる訓練の強化ということが非常に大事になつてまいりました。このためには、いろいろ経営者のトップから、防災問題、保安問題について関心を持ついただきまして、組織をつくって訓練の徹底をいろいろやつてもらつておる次第でござります。同時に、現在の高圧ガス事業所におきましては、きわめて高度な自動制御装置を幾つか導入しておるわけでござります。たとえば異常がありました場合に、自動停止装置、インターロック、こういったものがたくさん導入されておるわけでございました。これはこれなりに相当の効果を上げておるわけですが、もう一つ、保安の確保に携わる人の保安及び労働面におけるところの意欲の向上ということ也非常に大事なことであるうかと思ひます。このためには、余りにコンペアシステムに重きを置き過ぎておって、その方面的自覚が崩れることを何とか防止いたしたい、こういうことを重視して、いろいろ積極的に保安業務に従事していただこうために従来から努力いたしておるわけでございま

す。人間の何と申しますか、生きがいのある職場づくりと申しますか、こういう方面でも各般の施策を重ねてまいりたいと思っております。

○赤堀操君 要するに、生産力増強のこの枠の中の安全性という改良的な段階ではもう済ませなくなってきた。こう私は考えるのですよ。だから、要するに、非実証的な技術の乱用や、あるいはまた自動化への盲信ということについては、これはやはり相当思い切った規制をする必要があると私は考えるので、この点をひとつ確認をしておきたいと思います。

それから次に、国土庁関係に伺うことになるところ

思うのですが、川崎市では、お伺いするといふと、三本の防災用のグリーンベルトをつくりたいと、これはまあ長官も聞いておられたと思います。これは予算が九千億ぐらいかかる、こういう話なんですね。それで、これを国・企業・自治体の三三分の立場で三・三・三の割合で負担する、こういふことを私は聞いたんですが、これはちょっと大変な問題だと思うのです。どいたい、いまこれらの企業というものは、コンビナート地域のこういうそれぞの各施設というものは非常に大きな加害者化設化してしまっておる。大変なそういう要素が蓄積されたものである、こういうふうに考えるわけですね。そのため、今度は逆に住民の立場には戻つてくるわけです。そのしりの始末を住民の立場や自治体が負わなければならぬということは、これは私は問題があると思うのですね。公害問題などでも加害者負担といふことが大きく今日問題になつてきておりますけれども、私は同じ立場でなうと思うのです、原則的には。

そこで、一つの例を申し上げますと、自治体の立場なんか特にひどいと思うのは、たとえば千葉県の方の千葉県の例で申し上げるといふと、始め立て当初一百万坪の土地に、一方は鉄鋼の企業がそこに施設をつくり上げて操業を開始した。がてここでは約二万人を超える労働者が集まつてきて闘争を始めた。一方では石油精製工場がつられて、これもやっぱり一百万坪の土地を使つてな

またたと。この石油関係の企業ではどのくらいの人間が動いているかと、大体非常勤も含めて八百人と、こういうことなんですね。これは東亞燃料なんか見てもやっぱり同じです。非常に省力化された装置産業としての典型的なものだと思うのですね。そうすると、地方自治体の立場にしてみれば、どちらが金が落ちるかということになりますれば、これはやっぱり人間の多い方で、そして人がわざわざ動くところの方がこれは金も落ちるし、町のためになるんですよ。ところが、一方装置産業の方は、人間は要らない、高度の合理化された施設である、上がった収益はみんな本社へ持つていかれる、こういうことになってきては、自治体の立場としてはこれはやりきれないと思うのですね。しかも三、三、三の割合で川崎市の場合なんか三千億に及ぶところの負担までさせられるということになったのでは、これは話の筋がおかしくなってくる。私は、こういう問題については地方自治体に負担をさせるべきではない、こういうふうに考えるわけです。そして加害者負担の原則でなければ一番いいけれども、あるいはまた、とりあえず国がこれに対する保証を行つていく、自治体には持たせない、そして別途これらの企業に對しては企業課税を改めて設定する、こういうようなことについてどういう考え方をお持ちになつてあるか、お尋ねしたいと思います。

けでござりますから、二千六百万、建設省に調査をして、いたぐりといふことで出したわけでござりますが、その結果、横浜と川崎の調査の結果が出てまいりましたら、それによつて、ひとつそれを踏まえながら、どうすべきか、あるいは立法しなければならぬといふ場面もあるかもしけれませんし、先生の御指摘のように、自治体でいまのような現状の姿を考えてみればとてもしょえるものではない。また、普通の事態でも、たとえて言えば九千億というこの場合に、三分の一、三千億も持たなければならないということは、とてもできる相談ではない。それは、調査の結果、どのように

しようかという結果を見て先生方のまたお知恵も
拝借したいと、こう考えている次第でございます。
○和田静夫君 これ、建設大臣と、国土厅長官と、
両方にもちらんお聞きしたいのですが、いま言わ
れたような形で国土厅長官は建設大臣と一緒に視
察をされた結果、建設省に対してそういう呼びか
けをされたのです。そこで、直下型地震の問題、
これはまた別に災害対策特別委員会でやるとしま
しても、そんなに時間を作かけられたのではこれた
まつたものではないのです。私は、きょうは両大
臣にお聞きをしたかったのは、建設大臣、国土厅
長官との間で煮詰めをいつまでやられるか、時
期を一遍この辺で明確にしていただきたいという
ことをぜひ両大臣の口から聞きたい、こういう考
え方だったんです。いかがでしょう。

○国務大臣(金丸信君) 調査の完了するのはこと
し一ぱいで完了するという予定になつております
ので、御了承願いたいと思います。——いや、失
礼しました。今年度一ぱいだそうです。

○和田静夫君 建設省ね、そんなに横からこう、
ようやくことし一ぱいというところまで……。あ
なたの方で三ヵ月も延ばすということをやめて、
次官、力のある次官ですから、どうです、前言の
ようなことでいきましょよ。

○政府委員(中村弘海君) 決して横から横やりを
入れたわけじゃございませんで、私たちの打ち合
わせがそのようになっておるわけでございますの

で、大臣に失礼な答弁があつちやいけないと思いまして言つたわけございまして、私たちの建設省といたしましても、国土庁と一緒に手を組みましてやりたいと考えております。

○和田静夫君 そこで、国土庁長官の方ですが、いわゆる三分の一負担というのが自治体にとっては非常に重いわけです。地方行政委員会としては、そこからまた論議はこれからも発展させなきやなりませんが、きょうその時間があるということではなくて、したがって、たとえば九千億のうちの三千億を国が持つことは非常に重いんだということを前提にされながら、その九千億そのものは調査結果が出なければなりませんけれども、川崎の例でとつてみれば、前提にされながらお話を進められるのは困るのであります。防災のための遮断地帯、グリーンベルトというのには必要なんだと、その必要な状態といふものを持たるために措置としてこうするんだという観点に立つて、ぜひこの判断といふものは進めていただきたいと思いますが、そう理解しておいてよろしいです。

○國務大臣(金丸信君) 私自身の考えは先生の考えと同じであります。

○和田静夫君 國土庁は、十五日に新全國総合開発計画の中間報告をまとめて発表されたわけであります。その概略を見ますと、農業、沿岸漁業などに今後傾注する考え方のようでいらっしゃいます。私はそれは賛成であります。なおしかし、むつ小川原、それから志布志湾などの巨大開発をともに推進をしようとしているというふうに読み取れます。しかし、コンビナート地帯などに対する現状を考えると、この新たな開発というものについては、昨日視察をしましたし、長官も行かれましたからよく御存じのとおりであります。どちらも心配で、心寒いものがあります。もうあんなふうなことをすべきじゃないかというような考え方を私は持つておるわけであります。そういう意味で、この開発という問題につきましても、どこまでが大型であるか、あるいは小型であるか、またいろいろ問題点もあると思うのですが、どちらにしても、調和のとれた開発で、ことに公害のない、あるいは環境破壊のないようなことは当然の岩男先生などが大分で経験をされた経験から言つても、ああいう状態ではタンク全部吹っ飛ぶだらうということを、現地でやっぱり虚心に心配

してお話しになつておられたわけですね。この辺のことを考えますと、私は、巨大開発よりも、やつぱり既成工業開発地帯の再開発といいますか、そういう提言を最近学者でしている人たちもいます。が、そういうところに力点を置かれる方があるのはいいのではないだろうか。そういう意味において、巨大開発よりもコンビナート地帯などの再開発というものを、もつと国土庁としても、特に工場地帯と住宅地域というものの分離を何としておもやり遂げるというような意味でお計らいをすべきだらうと、こう考えますが、長官、いかがですか。

○國務大臣(金丸信君) コンビナート地帯、ことに住宅と工場との関係、こういったものについては、人命の尊重ということ、また非常に密集しておることですから、そういう先生の御提案というものについてはわれわれも考えておるところであります。当然やらなくちゃならない。また、むつ小川原といふようにつづきまして、この開発を大型のプロジェクトでやるということについては、よりもっと分割して小さくやった方がいいじゃないかという考え方、それはいろいろ考え方もあると思うんですが、私は今後の日本の土地の利用の均衡のあるという立場から考え、また所得の格差をなくするというようなことを考えてみれば、今後の日本の政治のあり方というか、方向というものは、東北、北陸、山陰あるいは九州の南部、こういうようなものへ政治のウエートといふのを置くべきじゃないか、そうして所得の格差をなくするようなことをすべきじゃないかというような考え方を私は持つておるわけであります。そういう

ことは非常に軟弱なんだと、いうことを、やっぱり技術者の諸君のものも述べながらそういうことを言っておる。そうすると、私は国土庁では埋立地などに対しても規制を強化する、そういうことがあってしかるべきだと思うのです。

○國務大臣(金丸信君) 前に閣議で自治大臣から、このコンビナートの石油のタンクの水島の事故のあった直後、沈下しておるタンクもあるような話を幾つかお聞きしたんですが、そういうことは危険につながることでありますから、嚴重にそういう面については規制を今後ともやっていかなければならぬ、こう考えております。

○和田静夫君 長官、約束の時間ですからもうあれだけれども……。

建設次官 いずれにしても、新潟地震火災の教訓が生かされないままに石油コンビナートの過密化が一層進んだということを、昨日もつくづくながめてまいりました。現状では、石油タンクなどの使用を大幅に停止するか、あるいは徹底した防火遮断地帯を先ほど来論議をしたようにつくるか、いずれかをとらないと、地震対策との関係において私は大変な状態だと思うのです、あの過密の状態というのは、川崎のような状態といふのは、民家の密集地に火薬庫を抱え込んだような状態であります。あれは、第三十三条の規定というのを義務化

究消防庁」という文献を中心にながら、若干の論議を私は自治大臣とやるのですが、その中に、「タンク等の設置にあつては、土質の十分な調査及びその土質に応じた基礎工法が進められることが望まれる。」というふうに書かれているのです。

○政府委員(中村弘海君) おつしやるとおりでございまして、遮断帯を私どもが考えておりますのは、ただグリーンベルトのみではございませんで、耐火構造の倉庫とか、危険でない工場等、コンビナートの災害が一般市街地に及ばない施設といふのをいま考えておるわけでございまして、この問題については、ただいま先生が御指摘になりまして、川崎などにおきましても、京浜防災遮断帯整備推進協議会を設置しておりますが、私たちの方は非常に軟弱なんだということを、やっぱり技術者の諸君のものも述べながらそういうことを言つておる。そうすると、私は国土庁では埋立地などに対しても規制を強化する、そういう

ものをいま考えておるわけでございまして、この問題についても、ただいま先生が御指摘になりました川崎などにおきましても、京浜防災遮断帯整備推進協議会を設置しておりますが、私たちの方は非常に軟弱なんだということを、やっぱり技術者の諸君のものも述べながらそういうことを言つておる。そうすると、私は国土庁では埋立地などに対しても規制を強化する、そういう

ことがあってしかるべきだと思うのです。

○和田静夫君 必ず実現される……。

○政府委員(中村弘海君) はい。

○赤桐操君 それでは、最後に一つ伺いたいと思うのですが、法案の第五条との関連になると思うのですが、通産省に伺いますけれども、喜入地区はもつと拡大するのですが、あの基地は実現させてみたいと考えておるわけでございまして、この問題については、ただいま先生が御指摘になりました川崎などにおきましても、京浜防災遮断帯整備推進協議会を設置しておりますが、私たちの方は非常に軟弱なんだということを、やっぱり技術者の諸君のものも述べながらそういうことを言つておる。そうすると、私は国土庁では埋立地などに対しても規制を強化する、そういう

ものをいま考えておるわけでございまして、この問題については、ただいま先生が御指摘になりました川崎などにおきましても、京浜防災遮断帯整備推進協議会を設置しておりますが、私たちの方は非常に軟弱なんだということを、やっぱり技術者の諸君のものも述べながらそういうことを言つておる。そうすると、私は国土庁では埋立地などに対しても規制を強化する、そういう

ものをいま考えておるわけでございまして、この問題については、ただいま先生が御指摘になりました川崎などにおきましても、京浜防災遮断帯整備推進協議会を設置しておりますが、私たちの方は非常に軟弱なんだということを、やっぱり技術者の諸君のものも述べながらそういうことを言つておる。そうすると、私は国土庁では埋立地などに対しても規制を強化する、そういう

ロリットル程度のものがこれから適當なものだと、こう言っておられるわけですね。それでこれから六十日分を九十日分にしていくということになれば、当然これは少なくとも三百七、八十から四百個くらいのタンクをつくらなければならぬ、基地をつくらなければならぬ、こういうことを一昨日答弁でいたしているわけですかね。そうなつてくると、これからできてくる備蓄基地というのについてはこの法案は適用されないことになるんですね。

形になつてきているわけですから、これは、私は從来までのものに対する対策と、これからものに対する対策というものが、この第五条との関連その他との関連の中でもう一度真剣に検討される必要があると、こううふうに思はんんですが、ひとつ大臣のお考えを伺いたいんです。

○國務大臣(轄田一君) 私はごもつともな御意見だと思うのでありますて、その意味では指導を十分にやつてしまひたいと考えております。

○和田静夫君 理事会の側からずいぶんうるさいもんですから、まだ時間は本当は残っているのですから

ありますが、そういう論議の保護、それから各答弁者側の十分な出席の保証、それを約束願つて、わが党の方は質問を一応ここでとどめておきたいと思うんですが、よろしいですか。

○国務大臣(福田一君) 委員長からの御要請がござりますれば、私としては、もう政府として出席するのは当然だと思ひます。あなたの御趣旨に沿えるものと思っております。

○委員長(原文兵衛君) 委員長は、できるだけ今までの和田君の御趣旨に即してやるようにしたいと思います。

○神谷信之助君 そうしますと、災害はいつ起るかわからぬわけですからね。そして、実際の消防活動に不便を生ずるということが明らかになつてゐるならば、これはもう早く廃止しないといかねと思うんですね。また災害が起こつて消防活動が不便であった、できなかつたということが繰り返されては困る。それから同時に、そういうことになりますと――これは既設のところですかね。既設のところで大体そういう状況なんですね。(き)のう調査を行つて一緒におられた委員の方々から

○赤桐操員 私はそのレイアウトが大変だと思うんです。これは港の関係が問題になつてくる。あるいはまた言うなれば、その地域の森林地帯も大きく造成されるだろうし、あるいは埋め立てもなされるだろう。こうなつてると、各それぞれの関係のところがかかわってくるわけなんですね。それで、自治大臣にも先ほどお話を伺つて態度表明をしていただきたいように、少なくともこれは一本化したかうの中で審議をし、事前の安全性をチェックしていく、どういう形が望ましいということはもうはつきりしているわけですね。そうなつてくると、私はやっぱりこれは非常に大きな問題があると思う。これをいま直ちにここでもつて法案を改正せいということを申し上げてもこればかりはちょっと無理だと思うけれども、この問題は将来考えるということで大臣からひとつ表明してもらいたいと思います。これはこれから備蓄基地に対する問題点だと思う。

それから過去の問題についてもそうですね。この法案は過去のものに適用しないことになつてますけれども、今までのものに対する対策をどうするかということについては大変実は大きな問題だと思います。とにかく、今までのものからさらにもう三十日分ふやす、そして備蓄状態を大体九十日とへらもりを准寺して、ハクドヒト、こういった規定期間は全部適用になります。

ですが、やめますが、「新潟地震火災に関する研究」という大変りっぱな研究があるんですよ。そして、その八十三ページから四ページ、本当は読めばいいんですが、読むこともやめます。実は、この教訓が、各省との関係でしようが、防災法案策定で当たって十分に生かされていない、この苦い経験が。ここのこところを少し時間をかけて、実際の新潟地震との関係において論議をしたかったのですが、時間がありませんから、大臣、こういふ約束をちょっととしていただきたいのですよ。この法律案は恐らく採決になるでしょう。私たち、全体的に見ればいままでよりも前進でありますから解決して協力をしないことはありませんから賛成いたしますが、ただ、前の国会で赤桐質問のカドミウム汚染米の問題と自治省とのやりとりなどの問題でも結論が出ないままずっとときている。そういうようなやつもありますし、いま私が問題として提起をしようとしているマグニチュード七・七の新潟地震で発生をした、その中で得られたせつかくの研究が生かされていない幾つかの部分などと、いうような形で論議がかなりたくさん残りました、た、残念ながらこの法律案。よって、今後引き続く地方行政委員会の中でこういう議論と、いうものを煮詰めたいと思うんです。したがって、法律案は上がってしまったから、自治大臣忙しいから委員会に出席しないんだというようなことを言わずには、大臣の御出席をひとつこの機会に約束をしておきたいと思います。

○神谷信之助君 數点について簡単にお尋ねをいたいと思います。

も、これは、まあ言うたら銀座みたいなところになりますとおっしゃっているわけですよ。ですから、既設のところについてもそういう点ではレイアウトの提出を求めて、これは廃止すればまた変えなきやなりませんから、レイアウトの提出を求めて、その改善を勧告するなりなんなりの権限を持たなければだめだということになるわけだが、これがこの法案ではちょっとできないわけじゃないですか。

あります。が、そういう論議の保証、それから各省からの答弁者側の十分な出席の保証、それをお約束願つて、わが党の方は質問を一応ここでとどめさせておきたいと思うんですが、よろしいですか。

○國務大臣(福田一君) 委員長からの御要請がござりますれば、私としては、もう政府として出でますのは当然だと思います。あなたの御趣旨に沿えるものと思っております。

○委員長(原文兵衛君) 委員長は、できるだけいまの和田君の御趣旨に即してやるようになりたいと思います。

○神谷信之助君 数点について簡単にお尋ねをしたいと思います。

一つは、タンク間の距離ですが、先ほどもちょっとありました。が、規制をしている部分と、それから大だし書きがありますね、大だし書きで、三分の一で保安距離なり保安空地を減することができると。きのう現場を見せてもらつて、そして、どうもタンク間の距離は十分じゃないんじゃないのか、どうなんだと言つて質問をしてみたんですけど、そうすると、川崎市の消防局長さんは、政令十一條のたゞ書きでは基準の三分の一だけとつてあればよいとなつていて、大体みなそれが適用されてしまうわけです、これを實際には外してもわなないと現場としては困るという話をされたんです。先ほど長官は、そういう意味ではそういうたゞ書きをなくしていくような意味の回答をされたよう思うんですけど、ちょっとその点確認をしたいと思います。

[委員長退席、理事安田隆明君着席]

○政府委員(佐々木義久治君) この問題につきましては、先般の大協石油の火災事故等から見まして、現在のたゞ書きの緩和規定というものは消防活動の際にも非常に問題がある。また、各市町村の消防機関からの要請も、たゞ書きについては再検討すべきだというふうな意見もございますし、私どももいまその点につきましていろいろ検討いたしておりますが、原則的にはあのたゞ書きに引きの廃止という方向でいま結論を出したいという

ふうに考えております。
○神谷信之助君 そうしますと、災害はいつ起こるかわからぬわけですからね。そして、実際の消防活動に不便を生ずるということが明らかになつてゐるならば、これはもう早く廃止しないといかぬと思うんですね。また災害が起つて消防活動が不便であった、できなかつたということが繰り返されては困る。それから同時に、そういうことになりますと――これは既設のところですかね。既設のところで大体そういう状況なんですね。(さ)のう調査に行って一緒におられた委員の方々からも、これは、まあ言うたら銀座みたいなところですからね。既設のところについてもそういう点ではレイアウトの提出を求めて、これは廃止すればまた変えなきやとなりませんから、レイアウトの提出を求めて、その改善を勧告するなりなんなりの権限を持たなければだめだということになるわけだが、これががこの法案ではちょっとできないわけじゃないですか。

ことではちょっと納得できないわけですね。時間がありませんが、これはひとつ早急に解決をしてもらいたいというふうに思います。

それからもう一つは、消防法の三十九条の二の規則の罰則の改正の部分ですね、これはちょっと確認をしておきたいのですが、危険物を漏出、流出

険がある、その結果公共の危険を生じさせた場合に罰する、こういうことに相なつておるわけでござります。

すならば、この防災緑地の負担といふものは企業負担といううのが当然の規定であろうといふうに考えます。

ただ、この防災緑地が現実にその防災緑地としての機能を果たします場合におきましては、そぞろ何十年に一遍かの大災害といふような場合にこそ

の一つ、こういう規定になつております。現実運用は、最近におきましては企業負担は三分の二ということになつておるのであります。これらは、もうちょっとこの規定を複数につけてお

それから放出または飛散をさせて火災の危険を生じさせた者ということですが、これは火災にならなくとも、いわゆる漏出、流出させた場合でも適用されるわけですが、それはだめということなの

○政府委員 森岡敏君 三十九条の二の罰則につきましては、この罰則の内容をどうするかといふことでいろいろ法制局なり法務省、関係省庁とともに苦心して相談したのでござりますが、結論的に申しますと、消防法の罰則でござりますので、火災の危険を生じさせた者を罰するという構成要件を定める、こういうことに相なつているわけでござります。

○神谷信之助君 だから、火災の危険というのけり火災にならなくともということですか。たとえばこの間の三菱の重油流出の事故ですね、あれはまことに引火をすれば火災になる。火災の危険ですね。危険を生じさせたということで、火災にならなくともこれが適用されるのか。とにかく火にならなくなつても

○政府委員森川徹君 危険物の種類によりまして、Cで引火点の低いもの高いものがございまして、C重油の場合にはかなり引火点が高いうございますので、火災の危険度というものは、これは非常に薄いと言わざるを得ないわけでございます。ただ、「火災の危険を生じさせた者」でありますから、火災を生じさせた者に限定されるわけじゃありません。ただもう一つ問題ありますのは、ただし書きに書いてありますように「公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない」と、こうなつておりますから、いずれにいたしましても火災が発生するあるいは火災の発生するおそれがある、危

○政府委員(佐々木喜久治君) この防災緑地の規定は、いわば安全対策いたしましては企業がその敷地内にとつております保安距離の規定がござりますが、これのいわば第二段目の安全対策といふふうに考えられるもので、したがいまして、この防災緑地というものが現実にその機能を発揮いたしますます場合には、コンビナート地域のいわば全面的な火災というような状況に立ち至つた場合にその効用が果たされる。しかしそれは防災対策上当然必要な施設であると、こういう観点から見ま

法文上は違うわけですね。この辺はどういう理由ですか。

○政府委員(佐々木嘉久治君) 公害という面を見ますと、いま申し上げましたように防災緑地につきましても同様に企業負担であるという考えがとれるわけでありますが、公共都市施設としての面が相当あるわけでありますから、この公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置を関する法律、この法律の規定に基づきまして、業負担は公害綠地の場合には四分の一ないし二

いうのは非常に強化されなければならぬといつてになりますね。ところが、実際にきのう行きで進んできおるんですが、先般、倉敷で聞きました川崎のようなところは、もうすでに五十一の理工科系の大学を出た人がおられるし、さうに三十人は新採用し、養成をしているといつて、採用試験をやったけれども、なかなか集まらぬわけですね。向こうの消防長の岡野さんも、いままでは大学卒を採用して養成をして、それで足りる、そう考えていただけれども、

レイアウトする場合には、少なくとも国民の生命、財産に危険を及ぼさないそういう保安物件に対しうかがうべき適当な距離をとらすわけでしょう。敷地を。それと同じように、本来とてなきやならぬ敷地を確保してなかつたんですから、これは企業の責任で当然確保させるというのがあたりまえではないかと思うのですが、この点いかがですか。

の規定に基づきまして公害緑地の設定の規定がござりますが、その考え方と合わせてこの防災地の規定を設けた次第でございます。

るので、国や自治体が財源を一部負担するのはあたりまえだといふ三分の一まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担するのはあたりまえだといふ二三分の二まで負担のはどう考へてみても私は筋が通らぬ。この点はとつ意見だけ申し上げておきたいと思います。それからその次、最後にお伺いしたいんです。この法案が成立して施行されることになりますと、八月十五日に出ました中央防災会議の内容言つても、総合的診断その他消防署の技術活動

空間を持つたそういうレイアウトでなければ有効
しないわけですね。ただ既設の方は、本来ならば、
いま建てるにすればそれだけの敷地を必要とする
わけですよ、企業の方は。それだけのね。ところ
が、早く建ててしまったからそういう狭い敷地の
ところにタンクを乱立させる、そういう状況にな
なってきておりますね。それを企業の負担を三分
の一に抑えて国や自治体があとを持たなきなら
ぬというのは、これから新しく新設をするところ
と比べてみても不公平なんですね。だから、これは
本来そういう点を考えてみても、これから新設の

われてあります。そこで、この「都市防災計画」の上に、市施設としての機能の面といふものから見ると、公共事業として国及び地方の負担がその場合に考えられるわけであります。

なもう悠長なことは言つておれぬと。だから重油流出事故で力不足をいやというほど味わつた、したがつて、スタッフをそろえたところの企業側に、対応して適切な防災指導を行うためには、対等以上の知識を持たなければならぬ、そうしないと太刀打ちできぬ、そういうことで、大学を出て企業の研究所あるいは現場で働いていた三十から三十七歳ぐらいの化学、それから電気、機械、こういう者を募集したけれども、実際に採用できたのは修士号あるいは博士号を持った化学関係二名だけで、電気、機械はゼロだというんですね。だから、こういう点を考えますと、これは大変なことになると、コンビナート地域の消防における技術能力、こういう技術者を採用する上で、その待遇面の改善なりあるいはその他の措置、労働条件の改善なりについてどのような御意見をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○神谷信之助君 最後に、わが党のこの法案に對する態度について明らかにして、この法案の施行に當たつてひとつ一層の積極的な面を伸ばしていくなどと、いふ点を強調しておきたいと思うんであります。わが党は、この法案については棄権の態度を表明しております。

○住民の不安を解消するものとはなっていない。そこで私ども賛成をするわけにはいかない。」
「以上をもって私の質問を終わります。

○委員長 原文兵衛君 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

二、既設事業所に対する規制を強化すること。

三、海上防災に関する立法措置を講じ、陸上・海上の総合的かつ一体的の防災体制を確立すること。

四、事業所の自衛防災組織の機能を高めるよう措置すること。

五、石油コンビナート等特別防災区域における共同防災体制の役割の重要性にかんがみ、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されるよう指導すること。

六、事業所に対する定時及び隨時の立ち入り検査

査を強化すること。なお、住民から異常発見等の理由による立ち入り検査の要請があつた

場合、関係機関はすみやかに立ち入り検査を行うこと。

七、緑地帯の設置等防災対策を促進するため十分な才原装置を講ずる。

分が財源指掌を譲ること

が反映されるよう地方公共団体を指導すること。

九、コンビナート関係地方公共団体の専門技術 職員を充実するための教育訓練及び処遇の改

職員を充実するための教育講習及び処遇の改善並びに化学消防車、人員の増強等、消防力

の充実強化を図るための必要な措置を講ずること。

十、防災技術の高度化等を推進するため、消防
庁、消防研究所その他の国の関係機関の機薦、

（三）各課の作目の開拓機関の機構人員等の充実強化に努めること。

十一 コンビナート地域について総合的な防災
診断を推進するとともに、石油タンク及び高

圧ガスタンクについてその基礎、構造、非破壊検査等に関する専門的な検査体制の確立を

図るといふ。

右決議する。
以上であります。

○委員長(原文兵衛君) それでは、本附帯決議案の採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(原文兵衛君) 全会一致と認めます。よつて、金井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

福田自治大臣

ただいまの決議に対し、福田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

福田自治大臣

つきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○國務大臣(福田一君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(原文兵衛君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

[参照]

川崎市石油コンビナート地域派遣報告書
派遣委員団

地方行政委員長 原文兵衛
同 理事 金井元彦
安田 隆明
野口 忠夫
神谷信之助

同 委員 井上 吉夫
岩男 順一
夏日 忠雄
橋本 繁蔵
赤桐 操
和田 静夫

の審査に資する等のため、去る十一月十九日、川崎市へ赴き、川崎市長、同市議会副議長及び神奈川県企画調査部長等県市の関係当局者並びに東燃石油化学(株)川崎工場長及び日本石油化学(株)浮島工場長から、主として石油コンビナート地域及び事業所の防災対策に関する意見を聴取し、質疑を行なは、東電川崎火力発電所屋上からコンビナート地帯を展望した後、前記各工業内を視察する等の調査を行なったが、以下その概要を報告する。

一 神奈川県石油コンビナート防災対策の概況

(1) 石油コンビナート地域の概況

京浜工業地帯的主要地域を形成している横浜、川崎両市の臨海地域は、鉄鋼、電力、石油等の諸産業が集中し、なかでも石油類関連産業によつて、わが国有数の石油コンビナート地域が形成されている。この石油コンビナート地域の総面積は、二七・六二平方キロメートルにおよび、危険物関係事業所数は一九三事業所、従業員数一〇万三千人、重油、ガソリン、灯油等の第四類危険物は、最大一、四五〇万キロリットルといふ膨大な量が貯蔵されていて、これら石油類の屋外貯蔵タンク総数は三、七三三基、そのうち一万キロリットル以上のものは四一八基である。

高圧ガス関係では、取扱い事業所数八二、従業員数二万〇、七〇〇人、エチレン四、八〇〇トン、LPG三三万六、〇〇〇トンなど多量の高圧ガスが製造され、総数五七七基の高圧ガスタンクに常時貯蔵されている。

(2) 県防災対策の概況

神奈川県においては、県防災会議の議を経て、昭和四六年八月、横浜市の鶴見区、神奈川区の臨海部、同市磯子区、中区臨海部並びに川崎市臨海部の三地域を神奈川県石油コンビナート地域として指定し、両市が、化学消防車をはじめ各種消防施設を整備する場合に必要な財政援助を行うほか、県として、化学消火薬剤を備蓄する等、コンビナート災害対策の強化につとめている。また、四九年三月には、横浜、川崎両市と協議して、災害時における企業、県、市その他関係機関のとる

種類	タングル数(基)	貯存量	川崎市石油コンビナート地域の面積は二〇・五平方キロメートルで、全市域のほぼ一四・七%	
			石油類	ガス類
液化石油ガス	二、四〇〇(全市比九一・八%)	六八五万㎘(全市比九九・七%)	二二七	二八八、七四一トン
エチレン	一九	六、七七〇トン	一〇	六、七七〇トン
水素	五	二九九、〇五八立方メートル	一	四六トン
アセチレン				一、〇五三トン
高圧ガス				六四五トン
アンモニア				一七、三五〇立方メートル
塩素				一、六六七トン
酸化エチレン				四八二立方メートル
シアノ化水素				一一八トン
シアノ化ナトリーム				二〇四トン
フッ化水素酸				八五二キログラム
石油類のタンク数は屋外タンクの数である。				二七四キロリットル

(1) 理者	予防規定の整備及び危険物施設の所有者、管理者	安全担当者に対する年二回以上定期講習会を開催する等、企業の自主保安管理体制を強化すること。	べき措置を定めた「神奈川県石油コンビナート災害対策計画」を作成し、現在、この計画をもとに関係企業に対する指導の強化及び関係機関との連携の強化を図っている。	
			国比一三・八%、エチレン製造能力は年産一〇〇万トン(全国比二一%)でそのシェアはかなり高く、関連事業所数は一〇〇を超えており、夜間約二万人、昼間約八万人が居住又は業務に従事している。この地域を管轄する臨海消防署管内のおもな危険物質の集中状況は次のとおりである(五〇年四月)。	
川崎市	浮島、千鳥、水江、扇町、大川の各地区	を占め、石油精製能力は日産七一万バーレル(全		
川崎市	に地域共同防災体制を整備すること。	国比一三・八%、エチレン製造能力は年産一〇〇万トン(全国比二一%)でそのシェアはかなり高		
川崎市	市当局が保有する泡放射砲及び装甲化学車の	く、関連事業所数は一〇〇を超えており、夜間約		
川崎市	水源を確保するための貯水施設の増強及び水利	二万人、昼間約八万人が居住又は業務に従事して		

(2) 石油コンビナート防災対策の現況	
川崎市では、コンビナート災害の予防又は災害時に備えて次のような対策を講じている。	習会を開催する等、企業の自主保安管理体制を強化すること。
1 災害予防のためにとつている措置	浮島、千鳥、水江、扇町、大川の各地区
(3) 市当局が保有する泡放射砲及び装甲化学車の	に地域共同防災体制を整備すること。

緊急車 バキューム車	一台
消防用ポンプ	二台
消火栓	三台
化学消火剤	六基
泡消火栓	三七カ所
各種消火器	四九六基
泡消火栓 油吸着剤	一、二一基
オイルフェンス オイルフェンス用タグボート	一一〇基
化学消火剤原液圧入ポンプ	一一〇基
流出油回収船（第七うきしま丸）	一一〇基
四カ所（総水量五、二〇〇トン）	四、二四二箱
泡原液 粉末	八二〇本
61本×20m	八二〇本
119缶×18ℓ	八二〇本
六六基	一、八二八本
八〇本×20m	一、八二八本
一八kl	一、八二八本
一隻	一隻
八〇本×20m	一隻
一一〇基	一隻
石油コンビナート保安行政を一元化し、市消 防へ移管すること。	(1) 防油堤の容量基準を単独複数ともにタンク容 量の一〇〇%以上に拡大すること。
大規模貯蔵所に対し、自衛消防組織の設置を 義務付けること。	(2) 保安距離、保有空地の基準を大幅に拡大する とともに、タンク相互間の保有空地の緩和規定 を削除すること。
タンクの容量、高さの制限、設計基準の設定、 基礎、沈下に対する規制並びに冷却散水設備等消 火設備の強化等の措置を講ずること。	(3) 大規模貯蔵所に対し、自衛消防組織の設置を 義務付けること。
タンク及び製造所等を設置する場合の地盤、基 礎、沈下に対する規制並びに冷却散水設備等消 火設備の強化等の措置を講ずること。	(4) 石油コンビナート保安行政を一元化し、市消 防へ移管すること。
毒劇物の取扱貯蔵設備は屋内とし、一〇〇% 収容可能な防液堤及び除害設備の設置等漏洩防 止対策の強化を図ること。	(5) タンク及び製造所等を設置する場合の地盤、基 礎、沈下に対する規制並びに冷却散水設備等消 火設備の強化等の措置を講ずること。
以上で本派遣報告を終るが、今回の調査に際し 提出された資料のうち若干のものを参考までに掲 げると次のとおりである。	(6) (1) 防油堤の容量基準を単独複数ともにタンク容 量の一〇〇%以上に拡大すること。 (2) 保安距離、保有空地の基準を大幅に拡大する とともに、タンク相互間の保有空地の緩和規定 を削除すること。 (3) 大規模貯蔵所に対し、自衛消防組織の設置を 義務付けること。 (4) 石油コンビナート保安行政を一元化し、市消 防へ移管すること。 (5) タンク及び製造所等を設置する場合の地盤、基 礎、沈下に対する規制並びに冷却散水設備等消 火設備の強化等の措置を講ずること。 (6) 毒劇物の取扱貯蔵設備は屋内とし、一〇〇% 収容可能な防液堤及び除害設備の設置等漏洩防 止対策の強化を図ること。

四 共同防災体制

浮島地区では、昭和三四年に川崎市浮島地区協議会を結成し、現在四八社が加盟している。

共同防災体制発動時は、東燃化学が本部長となり、各ブロック幹事が、ブロック内防災及び全城防災の連絡網をもち、規約に従つて援助を行うことになっているほか、東燃川崎工場と川崎市防災本部を結ぶ防災無線が設置されている（将来は全国地域に及ぼす計画）。

保有消防資機材は、化学消防車三台、普通消防車二台のほか、市消防局駿河出張所には泡原液五〇キロリットルが常備され、防災訓練は、退避訓練を含め、年二回以上実施されている。

四 要望事項

以上が川崎市石油コンビナート地域の実情及び県、市、企業の防災対策の概況である。県、市及び立地各企業が防災対策に真摯に取り組んでいる意欲は十分うかがえるのであるが、同地域はいわゆる既設のコンビナート地域であり、住工の接近あるいは混在等、有事の際の危険性はきわめて高い

いとみられる。当局の措置として、県及び市から

(一) 県の要望

石油コンビナート等灾害防止法案は、主として石油コンビナート地域における、陸上災害を対象としているものであり、石油タンクの流出油事故など、周辺の海上に波及するおそれもあり、またタンカー事故など海上災害が陸上に影響を及ぼすことも十分考えられるので、今回の法案と相まって、海上災害についても、すみやかに立法措置が講じられ、陸海一体となつた総合的な防災対策が推進されるようお願いする。

(二) 川崎市の要望

- (1) 防災しゃ断帶の設置について
整備できるよう特別法を制定すること。
- (2) 国の大額な財政措置及び事業実施体制等の一元化を図ること。
- 2 危険物施設等に関する法制度を次のように改正すること。

● 石油コンビナート地域における消防力の現況（神奈川県提出資料抜粋）

(1) 公設消防力

区分 地域別	人 員	普通車	水槽車	化学車	梯子車	救急車	照明車	放水砲	消防艇	ス ワ ト	高発泡	ミ 消防車
横浜市鶴見・神奈川コンビナート地域	273人	4台	2台	4台	2台	2台	1台	2台	1艇	1台	1台	3台
横浜市磯子・中コンビナート地域	358	6	1	2	3	4	—	2	4	—	1	2
横 浜 市 計	631	10	3	6	5	6	1	4	4	1	1	5
川崎市コンビナート地域	419	8	5	5	3	5	—	4	4	—	—	—
川 崎 市 計	419	8	5	5	3	5	—	4	4	—	—	—
合 計	1,050	18	8	11	8	11	1	8	8	1	1	5

(2) 企業における自衛消防力

昭和50年4月現在

区分 地域別	消防隊員 (含兼任)	化学消防車	一般 ポンプ車	オイル フェンス	消火薬剤			油処理剤
					蛋白質系 泡原液	耐アルコール用 泡原液	粉末薬剤	
横浜市鶴見・神奈川 コンビナート地域	902人	13台	9台	17,745m ^m	287,662ℓ	31,850ℓ	83,600kg	61,913ℓ
横浜市磯子・中 コンビナート地域	198	6	—	3,180	73,670	1,000	520	17,304
横浜市計	1,100	19	9	20,925	361,332	32,850	84,120	79,217
川崎市コンビナート地域	7,906	35	2	15,800	703,968	112,790	40,120	61,684
川崎市計	7,906	35	2	15,800	703,968	112,790	40,120	61,684
合計	9,006	54	11	36,725	1,065,300	145,640	124,240	140,901

● 石油類等の貯蔵量（川崎市提出資料抜粋）

50年4月現在（単位 kℓ）

地区別	合計	屋外タンク貯蔵所							屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	小計
		第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	特殊引火物	その他 の4類	小計			
総計	(3,602) 6,911,645	(623) 3,604,840	(590) 1,210,345	(1,062) 1,949,839	(143) 39,506	(19) 1,680	(178) 66,659	(2,615) 6,872,869	(397) 20,694	(590) 18,082	(987) 38,776
小計	(3,031) 6,886,028	(606) 3,604,489	(541) 1,207,019	(968) 1,935,410	(137) 39,429	(18) 1,660	(133) 62,111	(2,403) 6,850,118	(357) 20,111	(271) 15,799	(628) 35,910
浮島	(957) 3,144,267	(210) 1,757,194	(150) 635,523	(337) 700,649	(48) 13,765	(6) 327	(54) 28,515	(805) 3,135,973	(84) 3,861	(68) 4,433	(152) 8,294
千鳥	(549) 492,760	(90) 153,356	(92) 27,727	(177) 275,650	(27) 10,514	(7) 499	(44) 17,177	(437) 484,923	(62) 3,314	(50) 4,523	(112) 7,837
水江	(362) 689,045	(65) 293,595	(52) 97,952	(111) 273,063	(3) 3,460		(2) 10,014	(233) 678,084	(91) 9,419	(38) 1,542	(129) 10,961
扇町	(445) 1,065,477	(117) 287,171	(56) 138,659	(166) 625,111	(47) 8,804	(4) 820	(3) 1,510	(393) 1,062,075	(36) 1,597	(16) 1,805	(52) 3,402
扇島	(66) 1,343,514	(23) 1,078,905	(23) 263,186	(16) 1,366				(62) 1,343,457	(1) 29	(3) 28	(4) 57
白石・大川	(91) 30,948	(6) 278	(28) 1,205	(34) 29,095	(2) 16	(1) 14	(3) 41	(74) 30,649	(6) 104	(11) 195	(17) 299
夜光・その他	(561) 120,017	(95) 33,990	(140) 42,767	(127) 30,476	(10) 2,870		(27) 4,854	(399) 114,957	(77) 1,787	(85) 3,273	(162) 5,060
その他の地域	(571) 25,617	(17) 351	(49) 3,326	(94) 14,429	(6) 77	(1) 20	(45) 4,548	(212) 22,751	(40) 583	(319) 2,283	(359) 2,866

注 () 内は施設数を示す。

第三号中正誤		第三号中正誤		第三号中正誤	
ペジ	段行	ペジ	段行	ペジ	段行
六 六 六	二 二 八	六 六 六	二 二 五	六 六 六	二 一 五
二 三 三	か ら 終 わ り	二 二 二	か ら 終 わ り	二 二 二	一 か ら 終 わ り
五 五 五	ご 異 議	五 五 五	ご 異 議	五 五 五	ご 異 議
一 一 一	措 置 の	一 一 一	措 置 の	一 一 一	措 置 の
平 平 平	正 正 正	平 平 平	正 正 正	平 平 平	正 正 正

第五号中正誤	正	誤	行段	ページ
四元	終わり	もうです	ようです	二七四五三
四元	からり	もうです	ようです	二七四五三
四元	からり	もうです	ようです	二七四五三
四元	からり	もうです	ようです	二七四五三